

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
①労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話し合いの機会の整備	<p>(1年度目) 事業所内における話し合いの機会を整備するため、労働時間等設定改善委員会を設置する。 この委員会の委員については、労働者の過半数を代表する者が推薦する者で構成される必要があるためそのための協議を労働者と行い、委員の任期や委員会の運営等について、必要な事項を盛り込んだ運営規程を策定する。(8月、12月実施)</p> <p>(2年度目) 設置した労働時間等設定改善委員会の定期的な開催を実施する。 労働時間等設定改善委員会においては、所定外労働時間の削減、年休の取得しやすい環境整備、業務改善など様々な議題を扱い、年3回(5月9月1月)を目標として定期的な委員会の開催を実施することにより、労働時間等の改善に努める。</p>
②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	<p>(1年度目) 事業所内における職場意識を改善するため、労働者各人からの労働時間等の個別の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者を選任し、職場内の労働時間等の設定の改善の取り組みを進めるための意見要望等の受付体制を整備する。また、労働者にたいして受付体制や担当者について周知を図る。</p> <p>(2年度目) 労働者からの苦情、意見、要望を受け付ける担当者の労働者への周知を図るとともに、受付窓口を設置するなど受けやすい体制の整備を図る。また、これらの苦情等を踏まえ、設定改善を進めるための責任者を配置し労働者に周知を図る。</p>
2 職場意識改善のための措置	
①労働者に対する職場意識改善計画の周知	<p>(1年度目) 職場内の労働者に対して、職場意識改善計画の周知を図るため、書面を労働者全員に配布し周知を図る</p> <p>(2年度目) 労働者への周知として職場意識改善計画のポイントや取組事例をまとめたパンフを作成し労働者全員に配布することにより、一層の周知を図るとともに、自社のホームページもしくはパンフレットに職場意識改善計画の概要を掲載し公表することにより、当該取組みについて内外へも広く周知を図る。</p>
②職場意識改善のための研修の実施	<p>(1年度目) 職場意識改善の必要性や意義について、主に管理職に対して周知を図るため、社長が講師となり職場意識改善のための研修会を最低1回(9月)開催し、まず役職者・管理職者の意識啓発を図る。</p> <p>(2年度目) 前年度の研修結果を踏まえ、外部講師として社会保険労務士を招き研修会を最低1回(9月)開催することにより、管理職等に対する意識改革を図る。</p>
3 労働時間等の設定の改善のための措置	
①年次有給休暇の取得促進のための措置	<p>(1年度目) 年次有給休暇の取得を促進するため、労働者が年次有給休暇を確実に取得できるようにするために、個人別の年次有給休暇取得計画表を作成し、取得予定や取得実績等の状況を把握することにより体制の整備を行う。</p> <p>(2年度目) 個人別の年次有給休暇取得計画表の実績把握を徹底し、取得が進んでいない労働者に対して個人別に話し合いの機会を設け注意喚起を行うなど、取得促進の徹底を図る。</p>
②所定外労働削減のための措置	<p>(1年度目) 所定外労働は臨時・緊急の場合のみに行うとする意識付けを徹底し所定外労働を前提とした業務処理体制からこれを前提としない業務体制へと改善する。安易に残業しない・させないという管理者も含め意識改革を行うことを書面で全員に周知する。</p> <p>(2年度目) 1年度目において所定外労働時間を2割以上削減出来なかった者に関して再度、所定外労働時間が削減できるまで毎月、業務の見直しと改善策を話し合う機会を設ける。</p>
③労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	<p>(1年度目)</p> <p>(2年度目)</p>
④労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	<p>(1年度目) 自発的な職業能力開発を図る労働者に配慮した働き方について、社長と自発的な職業能力開発を図る労働者を対象とした話し合いの機会を設け、要望や改善点その方策について労働時間等設定改善委員会で検討する。(10月頃実施)</p> <p>(2年度目) 1年目の検討結果を参考に自発的な職業能力開発を図る労働者に配慮した働きかけを実際にも実施し年次有給休暇を利用させる等の制度を導入するなど働きながらも自発的な職業能力開発の積極的な参加を可能にさせるよう配慮する。</p>
⑤ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	<p>(1年度目)</p> <p>(2年度目)</p>